

2 議案第56号関係

おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号。）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 入居者又は同居者にア又はイのいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる区分に応じて定める程度であるもの</p> <p>(ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度</p> <p>(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</p> <p>(ウ) 知的障害 <u>ア(イ)</u>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>イ 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、<u>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等</u>並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号。<u>ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 入居者又は同居者にア又はイのいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる区分に応じて定める程度であるもの</p> <p>(ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度</p> <p>(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</p> <p>(ウ) 知的障害 <u>前号</u>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>イ 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者</p>

改正案	現行
<p>(2)・(3) 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、第1項に規定する者のうち、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する寡婦又はひとり親であって、20歳未満の子を扶養しているもの</u>、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれ<u>同</u>アからウまでに定める金額を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可)</p> <p>第42条 町長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、第1項に規定する者のうち、<u>20歳未満の子を扶養している寡婦</u>、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可)</p> <p>第42条 町長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に</p>

改正案	現行
<p>規定する者（以下「<u>社会福祉法人等</u>」という。）が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正、<u>かつ</u>、合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>規定する者（以下「<u>社会福祉法人等</u>」という。）が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正<u>かつ</u>合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 略</p>